

デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

- 本資料は、仕組債の中で、「適合性の原則等に基づく勧誘の適正化」及び「説明責任等の徹底（最悪シナリオを想定した損失の説明、確認書（チェックシート）の利用等」を図る必要がある「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうか判断するために用いるものとして作成したものです。

- 「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうかは、下表の次の項目ごとに該当性を確認し、判断する。
 - (1) 商品例
 - ① 償還（形態・通貨・額）が確定しているものであるか。^{※1}
 - ② 払込通貨と同通貨で償還するものであるか。
 - ③ クーポン（通貨・額）が確定しているものであるか。^{※2}
 - ④ 払込通貨と同通貨でクーポンが支払われるものであるか。
 - ⑤ クーポンが 0（ゼロ）又は極めてそれに近い水準になるものであるか。
 - (2) 商品タイプ
 - (3) 主なスキーム^{※3}
 - (4) リスクの種類と大きさ

^{※1} 「償還額が確定している」とは、100%の償還が確定している、又は、オーバーパーで償還する可能性があることを指す。

^{※2} 「クーポンが確定している」とは利率又は通貨のいずれも変動しないもの（払込通貨と同じとは限らない。）を指す。

^{※3} 「(3) 主なスキーム」は「(2) 商品タイプ」の例として掲げているものであり、同一のスキームが複数の No.欄に記載されている場合がある。「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうかについては、必ず(1)～(4)全ての事項を確認して判断すること。

No.	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
1	○	○	○	○	○		SB、ステップアップ (ダウン) 債		仕組債ではない
1-2	○	○	○	○	○		転換社債及び他社株交 換権付社債		仕組債ではない
1-3	○	○	○	○	○	償還が払込通貨ベ ースで 100%を確 保。クーポンは変 動しない	[コール（プット）買 い型] 円債、同外債	償還時：なし 中途売却時：償還時 に参照している金融 指標等の変動により 価格変動。ただし、 確定金利、元本確保 型のため下限あり	×複雑な仕組債では ない。 ・(オプション価値分 クーポンは落ちる が) 償還時元本確 保型でクーポンが 変動しない。
2-1	○	○	×	○	○	払込通貨で 100% 償還。クーポンが 短期金利指標に連 動する変動利付債	[Libor (Tibor) フロ ーター債、CMT フロ ーター債] 円債、同外債	償還時：なし 中途売却時：金利水 準の変動による価格 変動は小さい	×複雑な仕組債では ない。 ・(クレジットの変化 による価格変動は あるが) 金利水準 の変動による価格 変動が小さい

※1 この表において「償還額が確定している」とは、100%の償還が確定しているまたはオーバーパーで償還する可能性があることを指す。

※2 同じく「クーポンが確定している」とは利率または通貨のいずれも変動しないもの（払込通貨と同じとは限らない）を指す。

No.	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
2-2	○	○	×	○	○	払込通貨で 100% 償還。クーポンが 株価や為替等の金 融指標に連動する 債券	フロータークーポン型 債（2-1を除く）円債、 同外債	償還時：なし 中途売却時：クーポ ン決定時に参照して いる金融指標等の変 動により価格変動。	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時元本が確定 しており、且つクー ポンが一定値より 低くなることは ないため、価格変 動は大きくない
2-3	○	○	○	×	○	払込通貨で 100% 償還。確定クーポ ンが異なる通貨で 支払われる債券	リバース・デュアルカ レンシー債（以下、逆 デュアル債という。）	償還時：なし 中途売却時：クーポ ンを支払う通貨の為 替レートの影響を受 けて価格変動する	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時元本が確保 されており、且つ クーポンが払込通 貨ベースで0にな る可能性は大きく ないため、価格変 動は大きくない

No.	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クー ポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
3	○	×	○	○	○	払込通貨と異なる 通貨で100%償還。 確定クーポンが払 込通貨／償還時通 貨で支払われる	デュアル・カレンシー 債（以下、順デュアル 債という。）	償還時：為替リスク 中途売却時：償還時 通貨の為替レートの 変動影響を受ける	×複雑な仕組債では ない。 ・償還時点では、外 貨建て SB を購入 した場合と同じ ・期中の価格変動イ メージは、外貨建 ての SB の価格を 円貨換算した場合 とほぼ同じにな る。
3-2	○	×	○	×	○				
4	○	×	×	○	○	払込通貨と異なる 通貨で100%償還。 クーポンが株価や 為替等の金融指標 に連動して変動す る	フロータークーポン型 順デュアル債、同逆デ ュアル債	償還時：為替リスク 中途売却時：償還時 通貨の為替レートの 変動の影響や、クー ポンが参照している 金融指標等の変動の 影響を受ける	◎複雑な仕組債であ る。
4-2	○	×	×	×	○				

No.	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が0又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
5	○	○	×	○	×	払込通貨で 100% 償還する。クーポ ンが金利や為替等 の金融指標等の変 動により大きく変 動する	〔リバースフローター 型、CMS フローター 型、パワークーポン型、 ダイレクトクーポン 型、snowball 型、コリ ドー型、デジタルクー ポン型、リースト型〕 円債、同外債、同逆デ ュアル債	償還時：なし 中途売却時：クーポ ンに組み込まれた仕 組みにより、大きく 価格変動する可能性 がある	◎複雑な仕組債であ る。
5-2	○	○	×	×	×				
6	○	×	×	○	×	払込通貨と異なる 通貨で100%償還。 クーポンが為替や 金利等の金融指標 等の変動により大 きく変動する	〔リバースフローター 型、CMS フローター 型、パワークーポン型、 ダイレクトクーポン 型、snowball 型、コリ ドー型、デジタルクー ポン型、リースト型〕 順デュアル債、同逆デ ュアル債	償還時：為替リスク 中途売却時：一定の 条件下でクーポンが 0（0に近い状態を含 む）になることで割 引債と同様の状態と なり、年限の長いも のは大きく値下がり する可能性がある	◎複雑な仕組債であ る。
6-2	○	×	×	×	×				

No.	商品例					商品タイプ	主なスキーム	リスクの種類と 大きさ	「デリバティブ取引 に類する複雑な仕組 債」であるか否か
	償還		クーポン						
	償還（形 態・通 貨・額） が確定し ている※1	払込通貨 と同通貨 で償還す る	クーポン の（通 貨・額） が確定し ている※2	払込通貨 と同通貨 で支払わ れる	クーポン が 0 又は 極めてそ れに近い 水準にな らない				
7	×	—	—	—	—	一定の条件により （元本を下回る価 値の）現物で償還 される可能性があ る債券 償還時に 100%未 満で償還される可 能性がある債券 （価格が設定当初 から償還まで、特 定の指標にレバレ ッジ無く連動する ものを除く。） 償還時通貨が確定 していない債券	プット売り型 EB（償還 時等あらかじめ定めら れた時限で自動権利行 使されるものを含 む。）、ロックイン型債、 償還通貨判定型債、エ クイティ指数リンク債 （プット売り型）、クレ ジットリンク債（単一 の企業等のクレジット のみを参照し、当該企 業等のデフォルト発生 時以外は 100%償還と なるものを除く。）など ※以上すべて通貨タイ プは問わない	償還時：参照指標の 変動に連動し大幅な 価格下落（最大無価 値化）となる場合あ り 中途売却時：参照指 標の変動に連動し大 幅な価格下落となる 場合あり	◎複雑な仕組債であ る。

【留意事項】

- ・リパッケージ債については、最終的にリパッケージされた商品の商品性でどの項目に該当するかを判断するものとする。